

#### 広島県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

#### 公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法による選挙運動等に関する規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「条例」を「ポスター掲示場条例」に改め、同条第三項中「条例」を「ポスター掲示場条例」に改める。

第四十二条第一項中「法第六十八条（掲載文の申請）第一項」の次に「又は広島県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成二十八年広島県条例第六十号。以下「選挙公報条例」という。）第三条（掲載文の申請）第一項」を加える。

第四十五条第三項中「法第六十八条（掲載文の申請）第一項」の次に「又は選挙公報条例第三条（掲載文の申請）第一項」を加える。

第四十六条第一項中「法第六十九条（選挙公報の発行手続）第六項」の次に「又は選挙公報条例第四条（選挙公報の発行手続）第二項」を加え、「衆議院小選挙区選出議員」の次に「又は県の議会の議員」を加える。

別記様式第二十七号様式中「公職選挙法第168条第1項」の次に「（広島県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項）」を加える。

別記第三十号様式その四の次に次の一様式を加える。

備考

(第4ページ) 平成何年何月何日執行 何選挙何選挙区 候補者選挙公報 広島県選挙管理委員会	(第3ページ) 平成何年何月何日執行 何選挙何選挙区 候補者選挙公報 広島県選挙管理委員会	(第2ページ) 平成何年何月何日執行 何選挙何選挙区 候補者選挙公報 広島県選挙管理委員会	(第1ページ) 平成何年何月何日執行 何選挙何選挙区 候補者選挙公報 広島県選挙管理委員会
(掲載欄) 第 十 三 順 位	(掲載欄) 第 九 順 位	(掲載欄) 第 五 順 位	(掲載欄) 第 一 順 位
第 十 四 順 位	第 十 順 位	第 六 順 位	第 二 順 位
第 十 五 順 位	第 十 一 順 位	第 七 順 位	第 三 順 位
第 十 六 順 位	第 十 二 順 位	第 八 順 位	第 四 順 位

その五  
県議会議員の選挙

- 一 候補者が四名までの場合は、第一ページに掲載する。
- 二 候補者が四名を超える場合（候補者数が五名、九名及び十三名の場合を除く。）は、掲載順位に従い各ページの掲載枠は四名までとする。
- 三 候補者数が五名の場合は、第一ページの掲載枠は三名とする。
- 四 候補者数が九名の場合は、第一ページの掲載枠は四名とし、第二ページの掲載枠は三名とする。
- 五 候補者数が十三名の場合は、第一ページ及び第二ページの掲載枠は四名とし、第三ページの掲載枠は三名とする。
- 六 候補者が十六名を超える場合は、前各号の例に準じて別に定める。
- 七 余白が生じた場合は、選挙啓発用の標語、絵図等を記載することができる。
- 八 一ページの規格は、新聞紙大（フランクセット判）とし、各掲載枠の規格は、おおむね縦十一・七センチメートル、横三十七・六センチメートルとする。

#### 附 則

この規程は、次の広島県議会議員の一般選挙から施行する。